

岡崎市立本宿小学校父母教師会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、岡崎市立本宿小学校父母教師会（略称本宿小学校PTA）と称し、その事務所を本宿小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教師が協力して家庭と学校における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 家庭と学校が緊密な連絡をして児童の生活指導につとめる。
- 2 児童の生活環境の改善につとめる。
- 3 よい父母、よい教師になるよう研修につとめる。
- 4 その他目的達成に必要な活動をする。

第3章 会 員

第4条 この会の会員になることができる者は次のとおりとする。

- 1 本宿小学校の父母またはこれにかわる者。
- 2 本宿小学校の教職員。
- 3 この会の趣旨に賛同する者。ただしこの者の入会は委員会が決定する。

第5条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費月額は毎年度4月総会において決定するものとする。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第4章 役 員

第7条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名（父母のいずれか）
- 2 副会長 4名（父母1名をふくむ）
- 3 書記 2名（父母のいずれかと教師）
- 4 会計 2名（父母のいずれかと教師）
- ~~5 女性代表 2名（母親）~~

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は総会及び委員会の議事ならびに会の活動に関する重要事項を記録し会長の指示に従って庶務を行う。
- 4 会計は総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
- ~~5 女性代表はPTAの母親としての自覚を促し研修の指導につとめる。~~

第9条 役員会は総会ならびに委員会に提出する原案を協議し総会ならびに委員会より委任された事項を処理する。

第10条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 役員を選任は次のように行う。

- 1 会長は委員会を招集し地区を勘案のうえ委員の互選により下記のとおり役員候補者指名委員会を選任する。
 - イ 父母 10 名、教師 2 名
 - ロ 地区は鉢地、本宿東、本宿西、本宿中、本宿栄、上衣文、大幡・鶴巢、緑、棚田の 9 地区とする。
- 2 役員候補者指名委員会を構成し互選により正副委員長を決定し役員候補者の指名にあたる。
- 3 役員候補者指名委員会は、各役員の候補者をあげ役員選出の 7 日前までに全会員に知らせる。
- 4 役員候補者指名委員会の委員が役員候補者に指名された場合は委員会の承認を経てその任を解く。新たに欠員の補充は行わない。
- 5 役員候補者は役員を選出する総会の際、会員からも追加指名することができる。ただしこの場合推薦者は役員選出の 10 日前までに会長に申し出る。
- 6 役員候補者の指名は本人の同意を要する。
- 7 役員は 4 月総会において多数決によって選出される。

第12条 総ての会員は第 11 条の規定により役員を選出することができる。

第5章 総 会

第13条 総会はこの会の最高決定機関で少なくとも年 1 回以上開かれる。

第14条 総会は出席人員をもって構成し決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし規約の改正は会員の 3 分の 2 以上の賛同を要する。

第15条 総会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 規約の改正
- 2 予算と決算
- 3 事業の運営方針
- 4 役員・会計監査の選出
- 5 その他必要とする事項

第16条 委員会が必要と認めた場合は会員の 5 分の 1 以上の者の要求があった場合は会長が総会を招集する。

第6章 委 員 会

第17条 委員会は総会に次ぐ決議機関で会長が随時招集し総会で決定した方針に従い役員会の提出する諸事項を審査し処理にあたる。

第18条 委員会は地区委員、役員及び学校代表者をもって構成し委員の過半数の出席を必要とする。

第19条 委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。委員の選出は下記による。規約第 11 条 1 項「ロ」の各地区の保護者の互選により父母のいずれか 2 名。実家庭数が 10 以下になった場合は、地区委員を 1 名にしてよい。

第7章 顧問及び参与

第20条 この会には顧問若干名をおくことができる。顧問は会長が委託し、この会の運営について随時意見を求めるものとする。

第21条 この会の前会長及び校長を参与に推しこの会の運営について随時意見

を求めるものとする。

第8章 会計監査委員

- 第22条 この会は会計監査2名をおく。ただし任期は1年とし再選を妨げない。
- 第23条 会計監査委員は当該年度の会計を監査しその結果を4月総会に報告する。
- 第24条 会計監査委員は役員及び委員会に出席することができる。
- 第25条 会計監査委員の選出は規約第11条及び第12条を準用し2名とする。

第9章 会 計

- 第26条 この会の活動に要する費用は会費及び寄付金及びその他の収入によって支弁される。この会の経理は総会において決議された予算にもとづいて行われる。
- 第27条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 付 則

- 第1条 この規約は昭和26年4月1日より施行される。
- 第2条
- 1 この規約は昭和51年4月18日に改正する。
 - 2 第4章第7・8条第5項は昭和55年4月19日改正する。
 - 3 第4章第11条第1項のイ・ロ、第6章第19条第1項は平成12年4月22日に改正する。
 - 4 第7条第5項、第8条第5項中、第11条第1項ロ、第19条第1項中は平成20年4月26日に改正する。
 - 5 第18条、及び第19条第2項は、平成26年4月26日に改正する。
 - 6 第25条は、平成27年4月25日に改正する。
 - 7 第7条、及び第8条は、令和3年5月22日に改正、令和4年度役員新任時に施行する。
- 第3条 この規約の施行に必要な内規は委員会の決議を経て別にこれを定める。

内 規

- 第1条 この会は、規約第2章の「目的ならびに活動」を進めるため若干の部をおくことができる。
- 1 各部に次の係をおく。
 - イ 部長1名（委員の中から1名）
 - ロ 副部長1名（委員の中から1名）
 - ハ 会計1名
 - ニ 委員若干名
 - 2 部長副部長は必要に応じて役員会に参画してその活動を助けることができる。

第2条 この会の会員は、規約第3条第3項の活動をするために、希望により若干のサークルを設けることができる。

－規約3－